

令和5年度 津野町可燃ごみ指定容器納入業務 公募型プロポーザル審査要領

令和5年度津野町可燃ごみ指定容器納入業務公募型プロポーザル方式の審査に関する事項を次に定める。

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和5年度津野町可燃ごみ指定容器納入業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2. 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別表のとおりとする。

3. 審査委員会

参加者から提出された提案書に基づき、「令和5年度 津野町可燃ごみ指定容器納入業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、審査基準に基づき各方面から総合的に審査を行う。

4. 審査の方法

審査対象となった事業者のうち、評価点の最も高い事業者に本事業の優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と交渉を行う。

審査は提出された提案書に基づき、プレゼンテーションなどにより審査委員会で選考する。

審査基準は別表【審査基準】のとおりとする。審査員は4名（予定）であり、審査による評価点の合計が、満点の2分の1に満たないときは失格とする。

- ① プレゼンテーションの日時、場所、実施方法等の詳細については別途通知する。
- ② 審査は、提出された提案書とプレゼンテーションに対して行う。
- ③ 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

5. 審査結果の発表

審査結果については、審査委員会による審査実施日の翌日を目途に、審査参加者に文書で通知する。

(別表)【審査基準】

業 務 内 容	配点	審査の視点
【１】 提案内容		
(1) 指定容器の性能について	20	・ 本町が実施する収集運搬業務や日常生活での使用状況を想定した耐久性などの観点から指定容器の性能は十分か
(2) 指定容器の管理方法について	20	・ 提案の指定容器の管理、保管方法は複雑な条件などなく、容易に行えるものか
【２】 サポート体制等		
(1) 指定容器の耐用年数と事故ある場合の保証体制や内容などについて	20	・ 指定容器の標準的な耐用年数は１年以上有するか ・ 事故ある場合（大量に指定容器の破損が判明するなど）の保証体制や内容は十分か
(2) サポート体制について	20	・ 緊急時などの問い合わせ窓口や事故あるときのサポート体制は十分か
【３】 事業者概要		
(1) 業務実績について	30	・ 本業務を遂行できる十分な実績があるか
(2) 業務責任者及び担当者	10	・ 業務責任者及び担当者について、本業務を遂行できる十分な経験年数や資格を有しているか
【４】 経費見積		
(1) 見積書について	80	・ 明確な根拠に基づいた経費積算となっており、コスト削減等の工夫があるか
計	200	